

こ成母第 29 号
令和 7 年 1 月 17 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等
に関する法律」等の施行について（通知）

令和 6 年 10 月 8 日に成立した、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）が、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和 6 年政令第 383 号）、旧優生保護法補償金等認定審査会令（令和 6 年政令第 384 号）、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 385 号）及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（令和 6 年内閣府令第 114 号）とともに、本日施行されたところである。法の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市区町村にも周知していただくようお願いする。

記

第 1 前文

法には、以下の前文が置かれていること。

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成31年に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第13条及び第14条第1項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

第2 趣旨

この法律は、最高裁判所令和4年（受）第1050号同6年7月3日大法廷判決、最高裁判所令和4年（受）第1411号同6年7月3日大法廷判決、最高裁判所令和5年（受）第1319号同6年7月3日大法廷判決、最高裁判所令和5年（受）第1323号同6年7月3日大法廷判決及び最高裁判所令和5年（オ）第1341号、同年（受）第1682号同6年7月3日大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧

優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものであること。

第3 定義

- 一 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間において施行されていた優生保護法（昭和23年法律第156号）をいうこと。
- 二 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいうこと。
 - ① 昭和23年9月11日から昭和24年6月23日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和24年法律第216号）による改正前の優生保護法第3条第1項又は第10条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ② 昭和24年6月24日から昭和27年5月26日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和27年法律第141号）による改正前の優生保護法第3条第1項又は第10条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ③ 昭和27年5月27日から平成8年3月31日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）による改正前の優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第3条第1項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ④ 平成8年4月1日から同年9月25日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号）による改正前の優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
 - ⑤ ①から④のほか、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に日本国内において行われた優生手術等（イからニまでに掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）

イ 母体の保護

ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること

三 この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいうこと。

- ① 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の手術日からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていた者
- ② 手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

四 この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいうこと。

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から昭和 24 年 6 月 23 日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和 24 年法律第 216 号）による改正前の優生保護法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 13 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当することのみを理由として同法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ② 昭和 24 年 6 月 24 日から昭和 27 年 5 月 26 日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和 27 年法律第 141 号）による改正前の優生保護法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 13 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる者に該当することのみを理由として同法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ③ 昭和 27 年 5 月 27 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第 14 条第 1 項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第 4 号又は第 5 号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ④ 平成 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日までの間に、優生保護法の一部を

改正する法律（平成8年法律第105号）による改正前の優生保護法第14条第1項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第3号又は第4号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第2条第2項に規定する人工妊娠中絶をいう。第10において同じ。）であって、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの
- イ らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第14条第1項第1号から第3号までに掲げる者
 - ロ ①から④に掲げる人工妊娠中絶を受けた者又はイに掲げる者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

当該「内閣府令で定める者」は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則第1条に規定されている。その趣旨は、脳性まひを有し、優生上の見地から不良の子孫の出生を防止することを目的とする人工妊娠中絶など、旧優生保護法が必ずしも対象としていない障害や疾病を有し、優生上の見地から不良の子孫の出生を防止することを目的とする人工妊娠中絶についても、人工妊娠中絶一時金の対象とするものであること。

第4 補償金

一 補償金の支給等

1 補償金の支給

- (1) 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者に対し、補償金を支給すること。
- (2) (1)の者が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の補償金の支給を請求することができること。
- (3) 補償金の支給を受けることができる遺族は、(1)の者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪とし、補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、上記の順序によること。
- (4) 補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこと。

2 補償金の額

補償金の額は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対して1,500万円、特定配偶者に対して500万円とすること。

二 支給の手続

1 請求

(1) 権利の認定

- ① 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給すること。
- ② ①の請求（以下第4において「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができること。
- ③ 請求は、この法律の施行の日から起算して5年を経過したときは、することができないこと。
- ④ 内閣総理大臣は、①の認定をしたときは、当該認定を受けた者に、その旨及び当該認定に係る国庫の負担とする費用の額を通知しなければならないこと。
- ⑤ 内閣総理大臣は、請求があった場合において、①の認定をしなかったときは、請求をした者に、その旨及び当該請求に係る国庫の負担とする費用の額を通知しなければならないこと。
- ⑥ 請求が都道府県知事を経由してなされた場合は、④及び⑤の通知は、当該都道府県知事を経由して行うものとする。

(2) 請求書の提出

- ① 請求をしようとする者は、内閣総理大臣（都道府県知事を経由する場合は、当該都道府県知事）に、次の事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに次のイ、ロ、へ、ト、チ、リ及びヌに掲げる事項）を記載した請求書（以下②及び2（1）①において「請求書」という。）を提出しなければならないこと。

イ 請求をする者の氏名、住所又は居所、性別、生年月日及び電話番号

ロ 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者以外の者であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (i) 特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別及び生年月日並びにその者の配偶者であった期間並びに当該特定配偶者が第3の三②に該当する場合はその旨
 - (ii) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別及び生年月日並びにその者との関係並びにその者の死亡年月日
 - (iii) 特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 (i)に定める事項並びに当該特定配偶者の氏名、性別及び生年月日並びに当該特定配偶者との関係並びに当該特定配偶者の死亡年月日
- ハ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた医療機関の名称及び所在地(これらの事項が明らかでないときは、その旨)
- ニ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた年月日(これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)
- ホ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた当時の状況並びに当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯及び理由
- ヘ 請求する者が既に第7の一の本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあつては、その旨
- ト 請求をする者(当該請求をする者が遺族の場合にあつては、当該請求に係る死亡した者及び当該請求をする者その他の当該死亡した者の相続人をいう。)が同一の事由について、損害賠償その他これに類する給付等を受けたことにより第7の二の損害の填補がされた場合にあつては、その受けた損害賠償その他これに類する給付等の内容等
- チ 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- リ 請求年月日
- ヌ その他参考となるべき事項
- ② ①の請求書には、次に掲げる書類(既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、その旨を証明することができる書類並びに次のイ、ハからトまで、リ及びヌに掲げる書類)を添えなければならない。
- イ 住民票の写しその他の請求をする者の氏名及び住所又は居所を

を証明することができる書類

- ロ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
- ハ 請求をする者が特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (i) 当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (ii) 当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - (iii) 当該請求をする者が第3の三②に該当する場合にあっては、その事実を証明することができる書類
- ニ 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (i) 当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡に関して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下ニ及びホにおいて同じ。）に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - (ii) 当該請求をする者と当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (iii) 当該請求をする者より先順位の者がいないことを認めることができる書類
 - (iv) 当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ホ 請求をする者が特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (i) 当該請求に係る特定配偶者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある

- 事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
- (ii) 当該請求をする者と当該請求に係る特定配偶者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (iii) 当該請求をする者が当該請求に係る特定配偶者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - (iv) ハ(i)から(iii)まで及びニ(iii)に掲げる書類
- へ 請求をする者が第7の一及びニの重複該当者であって、既に本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあつては、その旨を証明することができる書類
- ト ①トの損害賠償その他これに類する給付等の内容等に関する事実を証明することができる書
- チ 領収書その他の口の診断書の作成に要する費用（診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類
- リ ①チの金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
- ヌ その他請求に係る事実を証明する書類
- ③ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならないこと。

2 請求に係る都道府県知事及び内閣総理大臣による調査

(1) 都道府県知事による調査

① 請求書の提出を受けた場合の調査

- イ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。
- ロ 都道府県知事は、請求書にその都道府県においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、当該都道府県の区域内の市区町村、医療機関、障害者支援施設、児童福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を書面により報告するよう求めるものとする。この場合において、当該結果の

報告を受けたときは、当該都道府県知事は、当該結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

ハ 都道府県知事は、次に掲げる場合には、ロの調査を行わず、又は中止するものとする。

(i) イの調査により、請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二①から④までのいずれかに該当するものを受けた者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二①から④までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合

(ii) 請求が既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求であって、請求書によりその旨を確認することができる場合

② 内閣総理大臣から通知を受けた場合の調査

イ 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を(i)又は(ii)に定める都道府県知事に通知するものとする。

(i) 都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき
当該都道府県の知事

(ii) 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき
当該都道府県の知事

ロ ①は、イの通知を受けた都道府県知事について準用すること。

③ 公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、①又は②ロの調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

(2) 内閣総理大臣による調査

内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(以下「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

3 請求に係る審査会による審査

- (1) 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二①から④までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (2) 内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が第3の三①又は②のいずれかに該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (3) 内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (4) 審査会は、審査を求められたときは、(1)の請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二に掲げるものを受けた者に該当するかどうか、(2)の請求に係る特定配偶者が第3の三に掲げる者に該当するかどうか及び(3)の請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならないこと。
- (5) 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は審査会の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。
- (6) 審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- (7) 内閣総理大臣は、(4)による通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

第5 優生手術等一時金

一 優生手術等一時金の支給等

1 優生手術等一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給すること。

2 優生手術等一時金の額

優生手術等一時金の額は、320万円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その優生手術等一時金は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「同一生計遺族」という。）に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

二 支給の手續

1 権利の認定

(1) 内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求（以下2において「請求」という。）に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給すること。

(2) 第4の二の1(1)②及び③は、第5の二の1(1)について準用すること。

2 請求書の提出、都道府県知事及び内閣総理大臣による調査並びに請求に係る審査等に関する準用等

① 第4の二の1(2)(①ロ、へ及びト並びに②ハ、ニ、ホ、へ及びトを除く。)並びに2((1)①(ii)を除く。)及び3((2)及び(3)を除く)については、請求について準用すること。

② ①のほか、請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、既に

第6の一の1の人工妊娠中絶一時金の支給を受けた者である場合にあっては、請求書にその旨を記載しなければならないこと。

- ③ ②の既に人工妊娠中絶一時金の支給を受けた場合にあっては、請求書にその旨を証明することができる書類を添付しなければならないこと。

3 支払未済の優生手術等一時金の申出

- ① 一の3により支払未済の優生手術等一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならないこと。

イ 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係

ロ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

ハ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡年月日

ニ 支払未済の優生手術等一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

ホ 申出年月日

- ② ①の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならないこと。

イ 住民票の写しその他の①のイに掲げる事項を証明することができる書類

ロ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

ハ 申出をする者が同一生計遺族である場合にあっては、次に掲げる書類

(i) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる書類

(ii) 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

ニ 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

ホ ①ニの金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

第6 人工妊娠中絶一時金

一 人工妊娠中絶一時金の支給等

1 人工妊娠中絶一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給すること。

2 人工妊娠中絶一時金の額

人工妊娠中絶一時金の額は、200万円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

二 支給の手続

1 権利の認定

(1) 内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求（以下2において「請求」という。）に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給すること。

(2) 第4の二の1（1）②及び③は、第6の二の1（1）について準用すること。

2 請求書の提出、都道府県知事及び内閣総理大臣による調査並びに請求に係る審査等に関する準用等

① 第4の二の1（2）（①ロ、ハ、ニ、ヘ及びト並びに②ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチを除く。）並びに2及び3（（2）及び（3）を除く。）については、請求について準用すること。

② ①のほか、請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、既に第5の一の1の優生手術等一時金の支給を受けた者である場合にあっては、請求書にその旨を記載しなければならないこと。

③ ②の既に優生手術等一時金の支給を受けた場合にあっては、請求書にその旨を証明することができる書類を添付しなければならないこと。

3 支払未済の人工妊娠中絶一時金の申出

① 一の3により支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならないこと。

イ 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係

ロ 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

ハ 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡年月日

ニ 支払未済の人工妊娠中絶一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

ホ 申出年月日

② ①の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならないこと。

イ 住民票の写しその他の①のイに掲げる事項を証明することができる書類

ロ 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

ハ 申出をする者が同一生計遺族である場合にあっては、次に掲げる書類

(i) 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係を証明することができる書類

(ii) 申出をする者が旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

ニ 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

ホ ①ニの金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

第7 支給の調整

一 既に支給を受けた補償金との調整

重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。）に係る特定配偶者補償金は、当該重複該当者に係る本人補償金が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しないこととし、重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配

偶者補償金が既に支給された場合には、本人補償金の額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給すること。

二 損害賠償との調整

補償金の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、国は、その価額の限度において補償金を支給する義務を免れることとし、国が損害賠償の責任を負う場合において、国が補償金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れること。

三 優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金との調整

旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る人工妊娠中絶一時金は、その者に係る優生手術等一時金が既に支給された場合には、支給しないこととし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る優生手術等一時金は、その者に係る人工妊娠中絶一時金が既に支給された場合には、優生手術等一時金の額から人工妊娠中絶一時金として既に支給された額を控除した額を支給すること。

第8 補償金等の支給に関する雑則

一 関係機関等の協力

- 1 関係機関は、都道府県知事から第4の二の2（1）①ロ又は②ロ並びに第5の二の2並びに第6の二の2の調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。
- 2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、都道府県知事、内閣総理大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

二 補償金等の支給手続等についての周知、相談支援等

- 1 国及び地方公共団体は、補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 2 国及び都道府県は、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

3 1及び2の措置を講ずるに当たっては、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

三 不正利得の徴収、譲渡等の禁止、非課税等

不正利得の徴収、補償金等の支給を受ける権利の譲渡等の禁止、補償金等に係る非課税等の規定を設けること。

第9 旧優生保護法補償金等認定審査会

一 こども家庭庁に、審査会を置くこと。

二 審査会は、7人以上20人以内の委員をもって組織すること。

三 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

四 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とすること。

五 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とすること。

六 審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理すること。

七 旧優生保護法補償金等認定審査会令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めること。

第10 調査及び検証等

国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うものとする。

第11 この法律の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第12 雑則

一 費用負担

次に掲げる費用は、国庫の負担とすること。

- ① 認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。②において同じ。）
- ② 第4の2の2（2）又は3（5）（第5の2の2及び第6の2の2において準用する場合を含む。）の医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

二 事務費の交付

国は、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付することし、当該必要な費用として、国が都道府県に交付する交付金の額は、補償金等の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とすること。

三 戸籍事項の無料証明

市区町村の長は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同一生計遺族若しくは相続人に対して、当該市区町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができること。

四 事務の委託

- 1 内閣総理大臣は、補償金等（一の費用を含む。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができること。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、1の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

五 内閣府令への委任

補償金等の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定めること。

第13 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。ただし、四は、公布の日から施行すること。

二 請求の期限の検討

請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

三 処分等に関する経過措置

この法律の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下第13において「旧法」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下、第13において「新法」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為とみなすこととし、この法律の施行の際に旧法の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている請求その他の行為は、新法の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた請求その他の行為とみなすこと。

四 審査会の委員の任命に関する経過措置

審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができることとし、施行日の前日において旧優生保護法一時金認定審査会の委員である者の任期は、旧法の規定にかかわらず、その日に満了すること。

五 調査等に関する経過措置

この法律の施行前に旧法第21条の規定により講ぜられた調査その他の措置は、新法第33条の規定により講ぜられた調査その他の措置とみなすこと。

六 旧優生保護法一時金支払基金に関する経過措置

この法律の施行の際現に存する旧法による旧優生保護法一時金支払基金は、新法による旧優生保護法補償金等支払基金とみなすこと。

七 地方自治法等の一部改正

1 地方自治法の一部改正

別表第一における旧法の項を削り、新法の項を加えること。

2 こども家庭庁設置法の一部改正

こども家庭庁の旧法の規定による一時金の支給等に関する所掌事務を、新法の規定による補償金等の支給等に関する事務のように改めること。

八 その他

その他所要の規定を整備すること。

以上

<添付資料>

別添：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料（関係法令）